

大分県外国人材の受入れ・共生のための対応策（改訂）

大分県外国人材の受入れ・共生のための対応策協議会
令和5年9月

第1章 協議会設立の背景

本県の人口は、1985年の125万人から減少の一途をたどっており、2040年には96万人まで減少するとの分析もある。それに伴い、生産年齢人口も減少しており、企業等の働き手不足が深刻化している中、県外を含む地域間・企業間における人材の獲得競争が激しくなっている。

そのような中、2018年12月に国において「出入国管理及び難民認定法」が改正され、新たな在留資格である「特定技能1号」及び「特定技能2号」が創設された。

本県に在留する外国人は2018年11月時点で12,370人※1、就労する外国人は2018年10月時点で6,254人※2であり、新たな在留資格の創設でさらに増加していくことも想定されたことから、大分県としての対応を市町村と一体的に検討していくため、「大分県外国人材の受入れ・共生のための対応策協議会」（以下、「協議会」という。）を2018年12月25日に設立した。

その後、2020年3月の新型コロナウイルス感染症に伴う入国制限の影響により一時的に減少したものの、2023年6月以降は再び増加に転じている。

※1 出典：大分県調べ（平成30年11月7日時点）

最新データ：15,249人（令和4年12月31日時点）

※2 出典：大分労働局「外国人雇用状況」届出状況まとめ（平成30年10月末時点）

最新データ：8,383人（令和4年10月末時点）

第2章 対応策の目的

人口減少が進み、企業等の人材獲得競争が厳しくなる中、大分県は、外国人材から選んでもらえる県とならなければならない。そのために、県と市町村が足並みをそろえ、企業等が必要とする外国人材を適正に受入れ、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる地域社会を実現することを目的として、「大分県外国人材の受入れ・共生のための対応策」（以下、「対応策」という。）を策定する。

第3章 県の取組方針

大分県中小企業団体中央会等との連携を通じて、企業等による外国人材の円滑な受入れを支援する。また、県内在住の外国人の生活サービス環境の改善を図るため、一元的な相談窓口の活用や多言語での災害情報発信など、県内全域的に行うことがよりよい行政サービスの提供につながる取組を行う。

(1) 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

○地域における日本語教室の体制の継続・充実を図るため、日本語教育環境整備を推進する総括コーディネーターを配置し、日本語教室ボランティア人材のスキルアップ及び新たな人材確保を図る育成研修を実施するとともに、日本語教室ネットワーク会議による教室間の横の連携を図り、日本語教室の活動の底上げを図る。また、日本語教室空白市町村等における日本語教室環境整備等の取組を支援するとともに、企業内日本語教室の開設・運営に向けた支援を行う。

(2) 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

- 多言語に対応した、気象警報等のプッシュ通知、避難所開設状況・道路規制等の情報提供や避難所までのルート案内等を行う、住民向け防災アプリの運用・普及を行う。
- 災害時に「大分県災害時多言語情報センター」を設置し、災害時に必要な情報を県庁ホームページやSNSで多言語により県内全域に発信する。
- 外国人が生活に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた際に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、国や市町村をはじめとする関係機関と連携して、情報提供及び相談を行う一元的な窓口である「大分県外国人総合相談センター」を運営する。
- 災害時に外国人支援を行う市町村職員や通訳ボランティア等を対象としたセミナーを実施する。
- 多言語コールセンターによる医療機関向け電話サービスを提供する。
- ウェブサイト「おおいた医療情報ほっとネット」で、外国人対応が可能な医療機関の情報を多言語で提供する。
- コロナ発熱・受診相談ダイヤルにおいて外国人陽性者からの問い合わせ等に対応するため、電話による24時間通訳サービスの提供（現時点で9月末までの予定）。
- 外国人住民からの相談対応や生活支援など外国人住民にとってのセーフティネットの役割を担っている国際交流団体について、団体間の連携構築、事例・ノウハウの共有を通じて活動の底上げを図る。

- 「やさしい日本語」の県内全域への拡大・定着のために、学習会等を開催する。また、小中学校・高等学校・大学や観光業、医療・介護分野との連携等、多様な分野との協働による「やさしい日本語」の活用を促進する。
- 「やさしい日本語」多世代・多文化交流事業のモデル提示と事業支援を実施する。

(3) ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

- 外国人児童生徒の教育担当者等への資質向上を図る研修会の開催等により、県内在住の外国人児童生徒の教育環境整備を促進する。
- 帰国・新規転入外国人児童生徒の日本語教育環境を整備するため、日本語指導のニーズの高い学校に指導員を派遣するとともに、指導員の養成研修を実施する。
- 外資企業の大分への立地促進や経営者等の高度専門人材の受入れに繋げるための教育環境整備を検討する。
- 留学生の県内定着を促進するため、「おおいた留学生ビジネスセンター」を拠点として、留学生の県内就職・起業についての相談や情報提供などを行うとともに、留学生採用企業を開拓する。
- インターンシップフェア開催等、インターンシップを希望する留学生と企業のマッチングを支援する。また、インターンシップ生へ交通費等を支給した企業に対して謝礼金を支給することにより、学生の参加と企業側の受入れを促進する。
- 県外就職した元留学生の県内への転職促進に向け、東京等で転職相談会を実施する。
- 監理団体や受入れ企業の要請に基づき、技能実習生向けに交通ルール等の講習会を実施する。
- 「セーフティネット住宅」を活用した外国人を含む住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び公的賃貸住宅の有効活用を図る。
- 入居に関する支援や、寄り添った対応を行う不動産屋「住宅さがしの協力店」の登録を促進する。
- 住宅確保要配慮者、大家、不動産関係者、福祉関係者、居住支援団体等の連携体制を構築するため、市町村ごとの「居住支援ネットワーク会議」の開催及び「居住支援協議会」の設立並びに運営を支援する。
- 大家や居住支援関係団体向けの理解醸成のためのセミナー開催や、関係団体向け研修会等による啓発を促進する。

(4) 共生社会の実現に向けた意識醸成

- 人権啓発用冊子「当事者インタビュー集」の配布等により、国籍・人種・民族・

宗教等の違いによる人権侵害が発生しないよう、異文化理解・多文化共生の県民啓発を行う。

- 市町村や企業が開催する人権教育に講師を派遣し、正しい知識を県民に伝達する。

(5) 外国人材の円滑かつ適正な受入れ

- 経済連携協定に基づき入国する外国人介護福祉士候補者を受入れた介護保険施設に対して、日本語学習や介護技術の習得に関する費用について助成する。
- 外国人介護人材受入推進協議会を開催し、円滑な受入れ支援体制の構築に向けた取組を検討する。
- 外国人介護人材受入施設が抱える疑問や悩みに対応するため、施設を訪問するアドバイザーを配置するとともに、施設で働く外国人を対象とした集合研修を実施し、介護技術や日本語能力の向上を図る。また、受入施設におけるコミュニケーション支援のための多言語翻訳機の導入費用や、日本語の学習支援に係る教材の購入等の経費に対し助成する。
- 介護施設と外国人材のマッチングを支援するとともに、初めて外国人材を受入れる介護施設等を対象に、受入れ準備に要する初期費用の一部を助成する。
- 将来の介護人材を確保するため、介護福祉士養成校が行う留学生確保に向けた活動を支援する。
- 介護福祉士を目指す外国人留学生に対する奨学金給付の一部を助成する。
- 技能実習の適正・円滑な実施を促進するため、「大分県技能実習生受入監理団体協議会」を通じ、県内監理団体の質の向上や情報共有を図る。
また、県内監理団体の課題を解決するため、専門家・アドバイザーによる相談体制を構築する。
- 技能実習生の受入れに興味を持つ県内企業と県内監理団体のマッチングを兼ねたセミナーを開催する。
- 見直しを検討されている在留資格制度に関するセミナーを開催して必要な情報を提供することで、企業の適正な外国人材の受入れを支援する。
- 海外特定地域からの外国人材の受入れを促進するため、大分県外国人材アドバイザーを設置し、現地との連携を強化する。
- ベトナム国クアンガイ省と締結した人材交流に関する覚書に基づき人材交流等を進めていく。
- 海外在住外国人の情報源である SNS を活用して、大分県での仕事や生活に関する様々な情報を定期的に発信する。
- 外国人労働者等が安心して働くことができる就労環境等を整備するための県内企業等を対象とした補助事業を実施する。
- 技能実習及び特定技能制度の適正な運用に向けて、技能実習制度等の見直し

に係る情報を収集し、大分県農業共同組合中央会、大分県農業会議等と情報共有を図る。

- 外国人材受入れについて宿泊事業者のニーズや課題を把握するため、企業訪問等により実態把握に努める。
- 外国人材の活用事例や外国人留学生等多様な人材確保に有効なインターンシップ受入れ促進に資するセミナーを宿泊事業者に対し開催する。

第4章 市町村の取組方針

地域の実情に応じて、生活ガイドブックや防災マップ、ホームページの多言語対応など、外国人と日本人が共生していく、暮らしやすい地域社会づくりを進める。また、外国人が地域での暮らし方や地域の歴史を学ぶ研修会や日本人向けの多文化交流活動など、地域の商工団体や企業等と連携して、外国人材に対する日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援を行う。

(1) 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

- 日本語教室等の開催により、外国人のより円滑な意思疎通を支援する。〔大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、竹田市、豊後高田市、宇佐市、豊後大野市、由布市、玖珠町〕

(2) 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

- 生活ガイドブックや防災マップまたはガイドブック、ホームページ等の多言語対応により、正確な情報提供を行う。〔全市町村〕
- 災害時に多言語センターを設置し、県が行う災害情報の発信と合わせて、地域における災害時に必要な情報を多言語で発信する。〔別府市、宇佐市〕
- 災害時に多言語対応のコールセンターを設置し、無料電話通訳サービスを提供し支援する。〔大分市、宇佐市〕
- 行政文書や通知等についてフリガナ、やさしい日本語を用いた対応を全庁的に進める。〔中津市、宇佐市〕
- 職員等を対象とした英語講座や、やさしい日本語講座等の開催により、公的施設を訪れる外国人との円滑なコミュニケーションを支援する。〔大分市、別府市、佐伯市、宇佐市〕
- 「大分県外国人総合相談センター」と連携して、外国人からの生活相談等に応じる。〔全市町村〕
- 外国人の困りごとへの対応や日本語支援のために、外国人職員を配置する。〔大分市、中津市、佐伯市、豊後高田市、宇佐市〕
- 技能実習生からの就労や生活に関する相談に多言語の電話相談窓口で対応す

る。〔中津市、豊後高田市、宇佐市〕

(3) 共生社会の実現に向けた意識醸成

- 日本人向けに国際交流・多文化共生に係る講演会等を開催する。〔大分市、別府市、中津市、佐伯市、宇佐市、豊後大野市〕

(4) 外国人材の円滑かつ適正な受入れ

- 企業等や地域住民、外国人の声を聴くなどしつつ、地域における実態把握に努め、外国人材の受入れ環境整備に関する施策に反映させる。〔全市町村〕
- 受入れ・共生に向けた課題の把握や取組方針を検討するため、事業所や関係機関を集めた連絡会等を開催する。〔中津市、臼杵市、津久見市、宇佐市〕
- 民間団体や地域団体等が行う国際交流・多文化共生事業を支援する。〔大分市、別府市、中津市、佐伯市、豊後高田市、宇佐市、豊後大野市、由布市〕
- 外国人と日本人が交流できるイベントの開催や参加を促進する。〔大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、宇佐市、豊後大野市、玖珠町〕
- 地域での暮らし方や地域の歴史を学ぶ研修会やバスツアーを開催する。〔中津市、臼杵市、宇佐市〕
- 国際交流等の地域活動を行う留学生に対して、地域活動にかかる経費を助成する。〔別府市、豊後高田市〕
- 日本人従業員の外国人材に対する理解の促進を図り、多文化交流を活性化させるための外国語教室を開催する。〔佐伯市、豊後高田市、宇佐市〕
- 監理団体である商工会に対して経費の助成を行うことにより、市内企業への技能実習生の受入れを支援する。〔佐伯市〕
- 行政、商工会議所、民間企業で連携して監理団体を運営し、市内企業への技能実習生の受入れを支援する。〔佐伯市、豊後高田市〕
- 外国人材の支援者を発掘・育成し、地域や監理団体等関係機関とのネットワークを構築する。〔豊後高田市、宇佐市〕
- 商工会や企業と連携し、新たな監理団体設置を検討する等、外国人材の受入れを支援する。〔竹田市、国東市〕
- 特定の自治区を指定し、多文化共生推進の取組を市の予算で実験的に実施する。〔宇佐市〕

第5章 対応策のフォローアップ

対応策は、現時点の県及び市町村の今後の取組方針をとりまとめたものである。協議会を毎年開催することにより、対応策に盛り込まれた施策の進捗状況を

把握するとともに、国における制度見直しの動向等外国人材を取り巻く状況を注視しながら、必要な施策を随時加えて充実するようフォローアップを行い、外国人材の受入れと共生に向けた環境整備を促進する。